

## サーラクラブパートナー店規約

### 第1条（目的）

本規約は、サーラクラブメンバーに対してサービス特典を提供しようとする者について、条件と資格を定めるものです。

### 第2条（サーラクラブ）

サーラクラブは、(株)サーラコーポレーションが三菱 UFJ ニコス株式会社と提携して発行するサーラカードの会員をメンバーとして、ポイントや利用優待などの特典を提供するお客さま組織です。サーラクラブの運営は、(株)サーラコーポレーションおよびサーラクラブ加盟企業（以下、加盟企業等といいます）が行ない、サーラクラブ事務局が、サーラクラブの運営に関する事項等の業務を受託します。

### 第3条（サーラクラブパートナー店）

サーラクラブメンバーに対してサービス特典を提供することを加盟企業等が認め、登録した者を、『サーラクラブパートナー店』（以下、パートナー店といいます。）といいます。

### 第4条（サーラクラブメンバーへの紹介）

サーラクラブ事務局は、パートナー店の情報を、サーラクラブのホームページやメール等に掲載し、サーラクラブメンバーに対して紹介します。

### 第5条（登録）

加盟企業等は、本規約を遵守することに同意して登録を申し込んだ者について、本規約に定める条件と資格に適合すると判断した者をパートナー店として登録します。

登録不可であった場合、特にその理由等について登録希望者に説明・開示の義務を負いません。

### 第6条（登録の申込）

パートナー店への登録を希望する者は、所定の申込書に以下に定める内容を記入し、サーラクラブ事務局または加盟企業等に対して提出します。

- ① 申込者名
- ② 施設名・所在等
- ③ 業務内容等
- ④ サーラクラブ会員へのサービス特典内容

### 第7条（登録期間）

登録期間は1年とします。ただし、登録期間満了の2ヶ月以上前に脱会の連絡がない場合自動継続とします。ただし、1年未満での登録の抹消については原則として応じられません。

### 第8条（登録費用）

パートナー店には、登録費用として別途定める費用をサーラクラブ事務局に毎年所定月の約定支払日にお支払いいただきます。いかなる理由があろうとも一度お支払い頂いた登録費用の返金はいたしません。

### 第9条（登録資格）

パートナー店としての登録資格を以下のように定めます。

- ① 本規約を遵守することに同意すること
- ② 事業内容が法律ならびに公序良俗に違反しないものであること
- ③ 事業を継続的に営んでいること
- ④ 事業内容がサーラクラブの掲げる「生活にファインクオリティ」と「トータルライフサポート」の理念に適合するものであること
- ⑤ 本規約に定める基準を満たすサービス特典をサーラクラブメンバーに対し提供すること

#### 第10条（サービス特典）

パートナー店は、サークラブメンバーがサーカードで決済した場合またはサーカードを提示した場合に、以下のいずれかに該当するサービス特典を提供します。

- ① 物品・サービス等の購入代金に対する割引
- ② 来店、物品・サービスの購入等、条件をあらかじめ提示しての粗品・サービス等の提供
- ③ その他、加盟企業等が認めた内容のサービス特典

#### 第11条（個人情報等の取扱い）

パートナー店は、パートナー店としての地位により知り得たサークラブメンバーの個人情報ならびにサークラブの機密情報についてこれを保持し、関連法規を遵守して適正に取り扱うものとします。

#### 第12条（登録内容の変更）

パートナー店は登録申込書に記載した内容について変更を行なう場合には、すみやかにその旨をサークラブ事務局に対して連絡するとともに、店頭等でサークラブメンバーに対して表示するものとします。

#### 第13条（登録の抹消）

パートナー店が自らの登録の抹消を希望する場合、登録抹消を希望する日の2ヶ月以上前に、その旨をサークラブ事務局に対して連絡するとともに、店頭等でサークラブメンバーに対して表示するものとします。

#### 第14条（警告、登録除斥処分）

加盟企業等はパートナー店が以下の場合にあてはまると判断した場合、そのパートナー店に対し、警告または登録除斥をすることができます。

- ① パートナー店に本規約に違反する行為があった場合
- ② パートナー店に法律あるいは公序良俗に違反する行為があった場合
- ③ 事業の内容が登録申込時と大きく変わった場合
- ④ パートナー店が登録申込したサービス特典を提供していない場合
- ⑤ 登録申込の内容に虚偽があった場合
- ⑥ その他、事務局がパートナー店として不適当であると認めた場合

#### 第15条（パートナー店ステッカー貸与・返却）

パートナー店ステッカー（以下、ステッカーといいます。）は、パートナー店に貸与するもので他人に貸したり、譲ったり、担保提供することはできません。また登録抹消・除斥の場合、当該パートナー店は速やかにステッカーをサークラブ事務局に返却するものとします。

#### 第16条（サークラブ制度の変更）

サークラブ事務局は運営の中止等を含め大きな制度変更を行なう場合には、すみやかにパートナー店に対して連絡するものとします。

#### 第17条（その他協議事項）

その他、この規約に定めなき事項については、加盟会社等およびサークラブ事務局は当該事項に係るパートナー店と誠意をもって協議のうえ決するものとします。

以上

---

#### 附則

- ・ サークラブパートナー店規約第8条について、登録費用は当面无料とし費用発生時には1ヶ月以上前にパートナー店へ連絡し、継続の意思確認をします。契約期間中であっても前記の事由による解約は可能とします。

2012年3月1日改訂版